

## 職業能力開発施設から大学への編入学について（案）

- 平成 26 年 9 月に文部科学省告示が改正され、職業能力開発施設（職業能力開発大学校及び同短期大学校）における学修について、大学における単位認定の対象とすることが可能とされたところである。これにより、職業能力開発施設における教育課程を修了して、学士の学位を得た者が大学の途中年次に接続する場合に、当該施設における一定の学修について、大学の単位として振り替えることが可能とされたところである。また、大学生にとっても、職業能力開発施設の授業に参加した場合に、大学の単位を修得することが可能になる等、より多様な選択肢が開かれたところである。
- 一方で、職業能力開発施設から大学への編入学を可能にするためには、職業能力開発施設における学修の相当部分が、大学における学修に相当するものとして、既修得単位として振り替えることが認められることが前提となる。同校における学修が、大学における単位として認定されることについては、平成 26 年 9 月に文部科学省告示が改正されたところであり、今後、各大学における単位認定の状況を踏まえた上で、必要に応じて、職業能力開発施設における教育内容の見直しを行っていくことが必要である。

（参考）

	単位認定	(独) 大学評価・学位授与機構 による課程認定	編入学
職業能力開発 総合大学校	○	○	—
職業能力開発 大学校	○	×	—
職業能力開発 短期大学校	○	×	※単位認定の状況を踏まえて検討

○教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について(第五次提言)」(抄)

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

○ (略) 国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

○ 国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とするとともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。

	法令	短大・高専 専門学校 (学校教育法 に規定されて いる短期高 等教育機関)	省庁系大学校 (学校教育法以外の法令に規定されている教育施設)			高等学校 専攻科	大学における講習 資格検定 (大学設置基準に基 づき、告示で指定さ れている学修)
			防衛大学校 気象大学校 等 (4年制)	職業能力開発 大学校(4年制)	職業能力開発 短期大学校 (2年制)		
単位 認定	省令に基づき、 文部科学大臣 が告示で指定	○	○ (※1)	○	○		○
編入学	法律で個別に 規定 (大学教育に相 当する水準の 教育を組織的・ 体系的に実施)	○	今回の検討課題				
NIADに よる課 程認定 (学位 授与)	法律に基づき、 学位授与機構 が認定 (大学相当の教 育を行うと認め られるもの)	—	○	能開大からの 申請が必要で あるが、申請の 希望なし。	— (※2)	—	

(※1) 防衛医科大学校を除く。

(※2) 現行法制上、NIADによる学位授与は、学士、修士及び博士に限られており、短期大学士は認められていない。